

(参考) オミクロン株陽性者の濃厚接触者が7日間をまたずに、待機を解除する場合の検査

7日間の自宅待機を待たずに、待機を解除する場合（社会機能維持者に限らず、実施可能）

① 抗原定性検査で4、5日目で陰性の場合、待機解除

※ 4日目以降であれば、任意のタイミングで検査実施可能

② 7日間経過までは、自身による健康状態確認、リスクの高い場所や会食等を避ける、マスク着用等を依頼

●：検査実施日

日数		最終接触日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目以降
検査方法	抗原定性検査					●	●			
		① 4、5日目の検査陰性まで自宅待機					② ①後、待機解除（検査必要なし） ③ 7日経過まで、自身で健康観察、マスク着用、会食等避ける			

(参考) オミクロン株陽性者の濃厚接触者である医療従事者等※が勤務を継続する場合の検査について

最終接触日の翌日から勤務を継続する必要がある場合

- ① 最終接触日から1～4日目の場合、業務前検査で陰性が確認された場合、業務に従事可能
- ② 5日目の検査（抗原定性検査は4、5日目）で陰性の場合、5日以降の検査実施の必要なし
- ③ 7日間経過までは、自身による健康状態確認、リスクの高い場所や会食等を避ける、マスク着用等を依頼

●：検査実施日

日数	最終接触日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目以降	
検査方法	核酸増幅検査 抗原定量検査	●	●	●	●	●				
	抗原定性検査	●	●	●	●	●				
		① 毎日の検査で陰性の場合勤務可能					② 5日目検査陰性の場合、以降検査必要なし ③ 7日経過まで自身で健康観察、マスク着用、会食等避ける。			
		① 毎日の検査で陰性の場合勤務可能 (やむを得ない場合使用可能)					② 4、5日目検査陰性の場合、以降検査必要なし ③ 7日経過まで自身で健康観察、マスク着用、会食等避ける。			

※ 医療従事者、介護従事者、障害者支援施設等従事者、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、放課後児童クラブ職員等